

30 国際第 1012 号

関税割当公表第 EU19 号

平成 30 年度の経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の  
協定に基づくチーズの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成 17 年農林水産省令第 12 号。以下「省令」という。）第 5 条の規定に基づき、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日 EU 協定」という。）に基づく割当ての対象となるチーズの関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成30年12月21日

農 林 水 産 省

記

## 第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

### 1 割当対象物品

日 EU 協定 附属書 2-A 第 3 編 第 B 節 2.6 の TRQ-25 のチーズであって、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 0406.10 号に掲げる物品（脂肪分が全重量の 45%未満のクリームチーズ（軟質で展延性のある熟成していないリンドレスチーズであって、乾燥固形分のうちに占める乳脂肪分の割合、無脂肪ベースでの全重量のうちに占める水分の割合及び全重量のうちに占める乾燥固形分の割合が、それぞれコーデックスのクリームチーズの規格（CODEX STANDARD 275—1973）に定める最小含有率を超えるものに限る。）を除く。））、同表第 0406.20 号の 1、第 0406.30 号及び第 0406.40 号に掲げる物品並

びに同表第0406.90号に掲げる物品（ソフトチーズ（無脂肪ベースでの全重量のうちに占める水分の割合が、ソフトチーズに指定するための基準としてコーデックスのチーズの一般規格（CODEX STANDARD 283—1978）の7.1.1に定める基準を超えるものに限る。）に限る。）のうち、関税割当制度に関する政令別表第0406.10号、第0406.40号及び第0406.90号の項で定める数量以内のもの以外のもの。

2 割当数量 3,333トン

3 通関期限 平成31年3月31日

## 第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課

## 第3 関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

## 第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間（行政機関の休日を除く。）

平成31年1月11日（金）から同年1月17日（木）まで

2 提出時間

午前10時から正午まで

午後2時から午後4時まで

## 第5 関税割当申請者の資格

次のすべての要件を満たす者

1 日EU協定の基づくチーズの販売又は輸入を事業目的とする法人若しくはこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者

2 平成30年12月21日（金）午前10時から同年12月28日（金）正午までに、農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）（<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff4.html>）の申請登録フォームから、申請登録申込を行った者（登録フォームの内容は別記様式3参照）（注：法人又は個人事業者による申請登録申込は1回のみとする。）

## 第6 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間のチーズの輸入実績数量等一覧表（別記様式1）
- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間のチーズの輸入計画数量等一覧表（申請時までの輸入実績を含む。）（別記様式2）
- 3 法人の登記事項証明書（（個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届け出の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

## 第7 割当基準

### 1 申請数量

1 申請者当たりの申請数量は、134トンを上限とする。

- 2 第5の2の申請登録申込において、第1の2に定める割当数量を超える数量の申込があつた場合

申請順位を定めるために、抽選を行うこととし、抽選方法については、別添によって実施するものとする。

抽選日及び抽選のための各者の申請登録番号については、平成31年1月8日（火）午後2時以降に当省ウェブサイトで公表する。また、抽選結果については、抽選を行った日の翌日（行政機関の休日にあたる場合は翌営業日）の午後2時以降に、当省ウェブサイトで公表する。

申請者は第5の2の申請登録申込時の申請数量の範囲内で申請を行うものとする。当該期間内に申請した者は同着とみなし、申請登録後の抽選による申請順位の上位の者から配分可能数量（上限）に達するまで数量を割り当てる。

- 3 第5の2の申請登録申込において、第1の2に定める割当数量を超えない数量の申込があつた場合

平成31年1月8日（火）午後2時以降に、抽選を行わない旨の通知を当省ウェブサイトで公表する。

申請者は第5の2の申請登録申込時の申請数量の範囲内で申請を行うも

のとする。当該期間内に申請した者は同着とみなし、各申請者に対して申請数量を割り当てる。

## 第8 配分結果の通知、関税割当証明書の交付及びその停止

1 関税割当証明書は、CPTPPの発効日（行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日）に交付するものとする。

なお、配分結果は当省ウェブサイトにおいて平成31年1月30日（水）までに公表するとともに、申請者ごとの配分された数量を割当期間の開始までに連絡するものとする。

2 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

(1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。

(2) 申請者が本公表に違反したとき。

(3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）をしたとき。

## 第9 報告

割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

## 第10 公表

次の事項を当省ウェブサイト（4に掲げる事項については、経済産業公報及び通商弘報を含む。）において定期的に公表する。

1 配分された数量

2 返納された数量

3 消化（割当）率（第1の2に掲げる割当数量に対する配分された数量）

4 配分を受けた者の氏名又は名称及び住所

## 第11 その他

1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書

類の提出部数は1通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。

2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。

3 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。（省令第4条）返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が第2に掲げる担当課に直接持ち込むものとし、やむを得ず送付する場合は、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

4 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。

5 関税割当てに必要な書類の提出を別途求めることがある。

(別記様式)

農林水産省のホームページに掲載

(<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff4/eu2018/eu2018kohyo.html>)